

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私は、昭和49年7月に高校の非常勤講師を辞めて演奏家として本格的に仕事を始めた時、母親から国民年金保険料を納付するようにとアドバイスがあったので、同年10月から国民年金に加入し、その時から保険料を納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年7月に高校の非常勤講師を辞めて演奏家として本格的に活動し始めた同年10月頃、以後、厚生年金保険に加入することは無いと思いき、親に勧められたこともあり、国民年金の加入手続を行ったと、自身の加入手続に至るまでの経緯を具体的に述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年同月頃に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている同手帳の発行日も同年同月17日とされていることから、申立人の加入手続は、申立人の主張どおりこの頃行われたものと推認できる。このことから、申立期間当時、申立人に対して納付書は発行されていたことになり、申立期間後、申立人が国民年金第3号被保険者となるまでの国民年金保険料の納付状況も踏まえると、上記のような経緯で加入手続を行いながら、手続後、現年度納付が可能であった申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人に対して国民年金への加入及び保険料の納付を勧めたとする申立人の母親は、国民年金制度開始当初から国民年金に任意加入し、保険料の未納は無い上、昭和51年6月以降は付加保険料も納付していることから、母親の国民年金に対する関心は高かったと言える。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年9月まで

私は、昭和45年12月に区の特別出張所で転入手続を行った際、国民年金の加入手続も併せて行った。申立期間の保険料は、同出張所に行き現金納付したと記憶している。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年12月3日に区役所の出張所で転入手続を行った際、国民年金の加入手続も併せて行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号はその前後の任意加入被保険者の資格取得日から、48年9月頃に払い出されたものとみられ、申立人に対し別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認される。このため、申立人が加入手続を行うまでは国民年金には未加入であったことになり、申立期間当時、申立人に対して納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

一方、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）には、申立人が昭和48年10月に46年10月から48年3月までの保険料を過年度納付したと記録されているところ、過年度納付した時点で申立期間のうち、45年12月から46年6月までの保険料は既に時効であったため納付することはできなかったと推認されるが、同年7月から同年9月までの保険料については、時効到達前であったことから過年度納付することが可能であり、過年度納付時に併せて納付が求められていたと考えられる。

また、申立人は加入手続後間もなく上記過年度納付を行っているほか、国民年金と厚生年金保険との切替手続も適切に行っていることが確認できるなど、加入手続後の申立人の保険料の納付意識も高かったことがうかがえることも踏まえると、申立期間のうち昭和46年7月から同年9月までの保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 43 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44 年 8 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はないとの回答を得た。A 事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名であり、生年月日が同じである記録が発見され、当該記録では、被保険者資格の取得日が昭和 43 年 6 月 1 日で、喪失日が 44 年 8 月 1 日と記載されていることが確認できる。

また、申立人が記憶している複数の同僚は、「申立人と一緒に A 事業所に勤務していた。」と述べていること、及び当時の A 事業所の状況に関する申立人の証言は、複数の同僚の証言と一致することから、申立人は、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

さらに、雇用保険の記録では、事業所名は確認できないものの、申立人は、昭和 43 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得し、44 年 7 月 31 日に離職していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A 事業所の事業主は、申立人が同事業所において昭和 43 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得し、44 年 8 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事

務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月18日、資格喪失日は20年8月29日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月18日から20年8月29日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、A社B事業所C工場に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張しているA社B事業所C工場におけるD養成所卒業後の入社の際及び勤務の状況等に係る説明は、具体性があり、これらは、同社同事業所E工場から同社同事業所C工場に異動したとする、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚による、「申立人は、D養成所を卒業後、A社B事業所C工場に入社、一緒に勤務していた。」の証言と一致することから判断すると、申立期間において、申立人は、A社B事業所C工場に勤務していたことを認めることができる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人は、昭和19年10月18日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は確認できない。

なお、A社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を管理していた社会保険事務所（当時）は、戦災により当該被保険者名簿についてはすべて焼失したことから当該被保険者名簿の復元を行ったとしているが、当時、復元が完

全に行われなかったことがうかがわれ、申立人の被保険者記録も復元時に欠落したものと推認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実を則した記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件を鑑みるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 18 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、上述の同僚のうち 1 名は、「A 社 B 事業所 C 工場を一緒に退職した。」と述べているところ、当該同僚の資格喪失日は 20 年 8 月 29 日となっていることから、同年同月同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

静岡厚生年金 事案 1597

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年2月1日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間は、同一企業内で転勤した時期であり、A事業所には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した退職証明書、A事業所から提出された在籍証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和46年2月1日にA事業所C工場から同事業所B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支店における昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私が 30 歳を迎えた昭和 36 年頃、「あなたは、この度新設された国民年金制度に加入し、保険料を納付することが義務付けられました。今後、その都度通知を出すので納付するように。」と言われ、この頃から 2 か月に 1 回送付されてきたハガキに現金を添え自宅近くの郵便局で納付した。結婚した 39 年 6 月までは自身の分を、その後は、自身の分と妻の分と一緒に私が同郵便局で現金納付した。申立期間の保険料が未納とされている理由が分からない。妻の保険料は納付されていて私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 4 月頃に払い出されたものであり、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて申立人は国民年金の加入手続を行い、35 年 10 月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものとみられる。このことから、申立人は同手続まで国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、国民年金保険料を納付することはできなかつたほか、同手続時点では申立期間のうち 37 年 12 月以前については既に時効のため、遡って保険料を納付することもできなかつたと考えられる。

また、上記加入手続時点では、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月から 40 年 3 月までの保険料は時効前であったため、遡って保険料を納付することは可能であったが、申立人は、保険料をまとめて納付したことは無いと述べており、同期間の保険料を遡って納付したこともうかがえない。

さらに、申立人の申立期間当時の居住地を管轄していた年金事務所が保管

する「年度別納付状況リスト」でも申立期間は未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から48年8月までの期間及び49年1月から50年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から48年8月まで
② 昭和49年1月から50年2月まで

私は、申立期間当時、地区単位で国民年金委員に国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間①に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間を通じて、その母親が申立人から国民年金保険料を受け取り納付していたとしているが、その母親は当時のことは何も覚えていないと述べており、加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年2月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないこと、及び申立人は同年3月4日付けで任意加入被保険者として被保険者資格を取得していることから、申立人は、同年同月同日に初めて国民年金加入手続を行ったものと推認できる。このため、加入手続前である申立期間は国民年金に未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は国民年金保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしており、特例納付を利用して申立期間①の保険料を納付したこともうかがえない。

加えて、申立期間②当時、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったことから、申立人の国民年金への加入は任意であり、制度上、任意加入の対象となる期間について遡って国民年金被保険資格を取得することはできないた

め、申立人は、上記加入手続よりも前の任意加入対象となる申立期間②については、遡って被保険者資格を取得することも保険料を納付することもできない。

このほか、申立人の居住する市の国民年金被保険者名簿でも、申立期間は未加入とされており、オンライン記録との齟齬は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から平成元年 12 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」で確認できる厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、A事業所における実際の報酬と比較して、極端に低くなっている。申立期間において、昭和 56 年 7 月から 61 年 3 月までの期間は月額 36 万円、同年 4 月から平成元年 11 月までの期間は 50 万円の報酬を得ており、報酬に見合う厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間における標準報酬月額を、実際の報酬に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A事業所の事務担当者に照会をしたところ、申立内容を確認できる証言を得ることができない上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間のうち、平成元年 4 月から同年 11 月までの標準報酬月額について、B会がC厚生年金基金から引き継いだとする記録によると、A事業所が当該厚生年金基金に加入した同年 4 月以降の申立人の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、A事業所の元役員に申立期間当時の資料の保管状況等について照会したが、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の資料は無く、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除の状況につ

いて、確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1599

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 31 日から同年 10 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の記録が無いとの回答を得た。
途中で退職した記憶は無く、A事業所で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 33 年 2 月 6 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、35 年 5 月 31 日に資格を喪失後、同年 10 月 1 日に再度、資格を取得しており、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できるところ、複数の同僚は、「申立人がA事業所に勤務していたことは覚えているが、途中で会社を辞めたかどうかについては分からない。」と述べており、申立人が申立期間に勤務していたとの証言を得ることができない。

また、雇用保険の被保険者記録では、申立人は、A事業所において昭和 35 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事務担当者も亡くなっているため、申立人に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1600

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から同年 10 月 26 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

昭和*年*月*日に亡くなるまで、A事業所に所属していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の後継事業所であるB事業所及びC事業所の回答並びに同僚の証言から、申立人は、死亡した昭和*年*月*日までA事業所D支部に所属していたことがうかがわれる。

しかし、同僚の証言から、A事業所のうち申立人と同様にD支部に所属していたことがうかがわれる全ての厚生年金保険被保険者は、オンライン記録において、昭和 48 年 10 月 1 日に資格を喪失していることが確認できる。

また、B事業所は、「A事業所D支部に所属していたとうかがわれる厚生年金保険の被保険者の全てが、申立人と同日に厚生年金保険の資格を喪失していることから、A事業所における事務処理の誤りはなかったものと思われる。」と述べている。

さらに、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 48 年 10 月 1 日に資格を喪失し、同年同月 12 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録に誤りがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 3 月 11 日から 24 年 2 月 1 日まで

(A 船舶所有者 B 船舶)

社会保険事務所(当時)に船員保険の年金加入期間を照会したところ、申立期間について船員保険に加入した事実が無い旨の回答を得た。船員手帳の記録から、申立期間に船員として勤務したことは明らかなので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の記録によれば、申立人のA船舶所有者B船舶での雇入日が昭和23年3月11日と記載され、同年4月13日付けでC海運局の公認を受けていることが確認できるとともに、同船舶での雇止日が24年6月30日と記載され、同日付けで当該海運局の公認を受けていることが確認できる。

しかし、A船舶所有者B船舶の船員保険被保険者名簿によれば、当該船舶の船員保険新規適用年月日は、昭和24年2月1日と確認でき、申立期間中、当該船舶は船員保険に加入していないことが確認できる。

また、上述の船員手帳にB船舶の船長として記録されている者及びA船舶所有者B船舶の船員保険の新規適用日に船員保険の被保険者の資格を取得した複数の者はオンライン記録によれば、申立期間における船員保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、D事業所(A船舶所有者の承継事業所)に照会したところ、「申立期間当時の船員保険や厚生年金保険等の被用者年金制度に係る資料は保存されておらず、当時のA船舶所有者における当該制度の取扱いについては分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関

連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 12 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A 事業所には冬の寒い時期に入社し、申立期間も勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、冬の寒い時期にA事業所に入社したと述べているところ、申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取したが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人が記憶する同僚は、既に死亡していることから、申立人が勤務を開始した時期について特定することができない。

また、B事業所（A事業所が名称変更）は、「申立期間当時の人事記録及び厚生年金保険の加入記録は保管していないため、申立人の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している。

さらに、申立期間当時の事務担当者とされる者は、「当時、人事から書類が回ってきたら厚生年金保険の手続をしていた。入社日に加入させていたかどうかは分からない。厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除することはない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間についての加入記録が確認できないとの回答を得た。

しかし、A事業所B営業所には申立期間も継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間にA事業所B営業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、オンライン記録から、A事業所B営業所は、昭和 33 年 11 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立人及び申立人と同時期に入社したとする複数の同僚は、同事業所本社において同年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格喪失後、同事業所B営業所において同年 11 月 1 日に資格取得していることが確認できる。

また、A事業所B営業所の元経理担当者は、「申立期間当時は、A事業所B営業所を設立した時期であり、会社が社会保険に未加入であったので、他の従業員も申立人と同様に申立期間は厚生年金保険に加入していない。厚生年金保険に加入する前は給与から保険料を控除していなかった。」と証言している。

さらに、A事業所C営業所から同事業所B営業所へ転勤した者は、「転勤当初、B営業所では、同営業所が厚生年金保険の適用事業所となるための手続きが遅滞していたため、私は、昭和 33 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までの社会保険が未加入になってしまった。」と述べている。

加えて、申立期間当時のA事業所の事業主及び同事業所B営業所で社会保険事務を担当していた者は既に死亡している上、同事業所B営業所を吸収合併したD

事業所も、申立期間当時の厚生年金保険に係る資料は保存していないと回答していることから、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1604 (事案 206 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 36 年 1 月 5 日まで

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、A事業所の同僚たちと撮った写真の写しと同僚から得た証言を新たな資料として提出し、改めて申立てを行い、年金記録の訂正につなげたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無いこと、ii) 申立てに係るA事業所について、社会保険事務所(当時)が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和31年6月1日取得から36年1月5日取得(申立人については、昭和36年1月6日にA事業所で厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。)までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められないこと、iii) 申立人と同年代で、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚からは、「入社してしばらくは厚生年金保険の資格を取得していなかった期間がある。」との証言を得たこと、iv) A事業所に申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかったことから、既に平成20年10月31日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として写真と元同僚の証言を提出し、これにより、申立人が申立期間当時A事業所に勤務していたことはいかがえる。

しかし、申立人が提出した写真から、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により控除されていたことが確認できないため、「申立人は正社員として勤務していた。」と証言している、上述の元同僚に照会したところ、「申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたかは分からない。」と回答していることから、申立人が提出した資料は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月6日から22年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。しかし、申立期間にA社B事業所に勤務していたことは、永年表彰者名簿で確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「C社（A社の後継事業所）から永年勤続表彰を受けた際の名簿に、入社会社名がA社、入社年月日が昭和20年11月6日と記載されていることから、申立期間にA社B事業所に勤務していたのは確かである。」と主張している。また、C社が保管する申立人に係る労働者名簿においても、申立人が申立期間にA社に在職していたことは確認できる。

しかし、C社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、申立人が最初に厚生年金保険に加入した記録として、「A社B事業所、22.6.1」と記録されていることが確認でき、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿においても、申立人に係る資格取得年月日欄に「22.6.1」と記録されていることが確認できる。

また、A社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和22年6月1日に被保険者資格を取得した者が、申立人を含め44人確認できることについて、C社に照会したところ、社会保険事務担当者は、「A社に入社した従業員については、申立期間当時、入社日と厚生年金保険への加入日が異なっている者が多い。昭和22年6月1日にA社B事業所で一度に大勢の従業員が被保険者資格を取得しているので、会社側が当該日付で、厚生年金保険に未加入の従業員の加入手続を行ったと考えられる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1606

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月2日から同年7月6日まで
(A事業所)
② 昭和42年7月24日から同年9月1日まで
(B事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所及びB事業所で勤務していたことは確かであるので、それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所を退職してから次の事業所に勤務するまで2か月間も空白期間は無かったと主張しているが、複数の元同僚から、申立人が当該期間に勤務していたとする証言は得られなかった。

また、申立人に係るA事業所の厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日はオンライン記録と同じ昭和39年5月2日、資格喪失日に係る進達記録は同年5月12日と記載されているなど当該原票に不自然な点は見当たらず、上述の複数の元同僚は、「自分のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、国の記録どおりで間違いないと思う。」と証言している。

さらに、A事業所の本社は、「当時の人事記録などは保存期間が経過しており、廃棄処分したため何も残されておらず、当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答している。

申立期間②について、申立人は、昭和42年8月末日までB事業所に勤務していたと主張しているが、複数の元同僚から、申立人が当該期間に勤務していたとする証言は得られなかった。

また、申立人に係るB事業所の厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と一致しており、申立人の資格喪失日が遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらず、上述の複数の元同僚は、「自分のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、国の記録どおりで間違いはないと思う。」と証言している。

さらに、B事業所の現在の社会保険事務担当者は、「申立人に係る資料は無く、当時の社会保険事務担当者も亡くなっていることから、申立期間当時の状況については確認ができないが、当時の給与の締め日は23日であったことからすると、申立人は当該締め日で退職し、その翌日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したものと考えられる。」と回答している。

加えて、雇用保険の記録では、申立人のB事業所における離職日は昭和42年7月26日となっており、上述の社会保険事務担当者は、「退職日後を雇用保険被保険者資格の離職日として届け出たものと考えられる。」と回答している上、申立人の当該事業所の次に勤務した事業所での雇用保険被保険者資格の取得日は同年8月21日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 5 日から 27 年 5 月 16 日まで
② 昭和 28 年 2 月 10 日から同年 9 月 25 日まで
③ 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 25 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険資格喪失日から約3か月後の昭和34年6月8日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の脱退手当金は昭和34年6月8日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間③に係る事業所を退職後、53年8月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1608

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 20 日から 39 年 12 月 12 日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者記号番号払出簿における申立人の生年月日の訂正処理は、昭和 39 年 12 月 18 日に行われており、申立期間の脱退手当金が同年 12 月 22 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い生年月日の訂正処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 10 日後の昭和 39 年 12 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。